

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。
令和8年8月17日

京都市長 松井 孝治

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

道路台帳補正に伴う測量業務委託

(2) 履行場所（対象）

京都市右京区嵯峨野南浦町ほか

(3) 業務概要

現地測量、道路台帳平面図補正、道路台帳調書補正、認定路線図点検、既成図数値化

(4) 履行期間

契約の日の翌日から令和9年12月17日まで

(5) 支払条件

前金払	原則として年度ごとに当該年度の出来高予定額の3割以内で行う。 ※ 設計図書で支払年度・金額等を定めている場合は、それによる。
部分払	原則として行わない。 ※ 設計図書で支払回数・金額等を定めている場合は、それによる。

(6) 共同履行方式

本件は、共同企業体（甲型）による共同履行方式とし、構成員は2者とする。

2 本件入札に関する問合せ先

行財政局管財契約部契約課工事契約担当

（電話075-222-3313）

3 入札参加資格に関する事項

次に掲げる全ての条件を満たす者

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、全ての構成員が競争入札参加有資格者で、測量A等級に格付されていること。

(2) 構成員は、本件に係る2以上の共同企業体の構成員になることはできない。

(3) 全ての構成員は、公告日から開札日までの間において、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(4) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする共同企業体の構成員と別の共同企業体の構成員が次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する場合

(7) 子会社等（子会社及び他の会社に財務及び事業の方針の決定を支配されている会社、組合等をいう。以下同じ。）と親会社等（親会社及び他の会社の財務及び事業の方針の決定を支配している会社、組合等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(4) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合

(7) 一方の会社等（会社、組合等をいう。以下同じ。）の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事等のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生手続中の会社等又は会社更生手続中の会社である場合を除く。

- a 株式会社の取締役。ただし、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役、定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。
- b 指名委員会等設置会社の執行役
- c 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d その他業務を執行する者であつて、a～cに掲げる者に準じる者
- (i) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ii) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア又はイと同視できる資本関係又は人的関係があると認められる場合（組合と構成組合員の関係にある場合等）

(5) 結成方法

自主結成とし、構成員の重複は禁止する。ただし、同時期に発注する他の入札に係る共同企業体の構成員になることは妨げない。

(6) 出資比率

構成員の出資割合の下限は、25パーセントとする。

(7) その他

ア 共同企業体の使用印鑑は、代表者である構成員が本市に使用印鑑として届け出ているものを使用すること。

イ 共同企業体の事務所の所在地は、代表者である構成員の所在地とすること。

4 入札方法等

本件入札は、価格競争方式により行う。

(1) 入札者は、次のどちらかの方法で入札すること。

なお、共同企業体の代表者である構成員のカードで行うこと。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したＩＣカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえ、京都市電子入札システムへの利用者登録を行い、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

イ 京都市から入札端末機利用者カードの発行を受けたうえ、契約課内の入札端末機を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）

なお、入札端末機利用者カードは、遅くとも入札期間終了の1時間前までに発行を申請すること。

入札端末機の利用時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除き、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(2) 本件では、設計図書等を京都市入札情報館に掲載する試行を行うため、入札者は、「京都市入札情報館」の本件入札情報から設計図書等をダウンロードし、積算のうえ、入札期間の項で後述する入札期間に入札を行うこと。（電子入札システムへの掲載又は設計図書等の販売業者での販売は、行わない。）

(3) 落札価格は、入札金額に入札金額の100分の10に相当する額を加算した額（1円未満切捨て）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入力すること。

(4) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(5) 入札期間

令和8年9月11日（金）、14日（月）及び15日（火）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(6) 予定価格等

予定価格 79,640,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格は、落札者を決定した日から契約課内で閲覧に供し、翌開札日から契約課ホームページ「京都市入札情報館」で公表する。

（「京都市入札情報館」のURL）

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>

最低制限価格の算定に用いた区分 「測量」

なお、最低制限価格の算定に当たっては、無作為に抽出した数（1.000～1.003）を乗じる。

(7) 入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）の提出

入札者は、次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却せず、本市の入札・契約事務で使用する。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式）

イ 共同企業体協定書（甲）（別紙様式）の写し

(8) 入札参加資格確認申請書等の様式の交付

前項で「別紙様式」としたものについて、公告日から入札期間終了まで、「京都市入札情報館」に公告と併せて掲示するので、A4判で使用する。

(9) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office最新版で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Readerで扱えること。）にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

封入、封かんし、封筒に入札番号及び業務名のみを記載して、入札期間内に契約課内の「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(10) 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問は、受け付けない。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

令和8年9月16日（水）午前9時以降

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められる場合は、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札を行った者のうち、入札金額が同じ者が2人以上ある場合は、開札時に電子くじにより入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

前項の確認を行った結果、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

(4) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者及び落札金額等を契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。

なお、開札日に落札者を決定しないときは、全ての入札者及び入札金額等を契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

京都市契約事務規則第6条の2各号に該当する入札（入札に関する条件に違反した入札）は、無効とする。

8 その他

(1) 本件は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件業務を委託すること。

イ 非落札者が、契約者から本件業務を受託すること。（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）

(5) 落札者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、落札金額（税込）の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(6) 公告及び仕様書に定めのない事項は、本市が定める条例、規則、要綱、要領等のほか関係法令等による。

(行財政局管財契約部契約課)